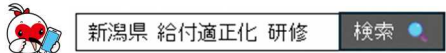


適正化事業への支援策の紹介【新潟県】

● 概要

新潟県では、特に「ケアプランの点検」及び「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を中心に、保険者支援の取組みを実施しています。

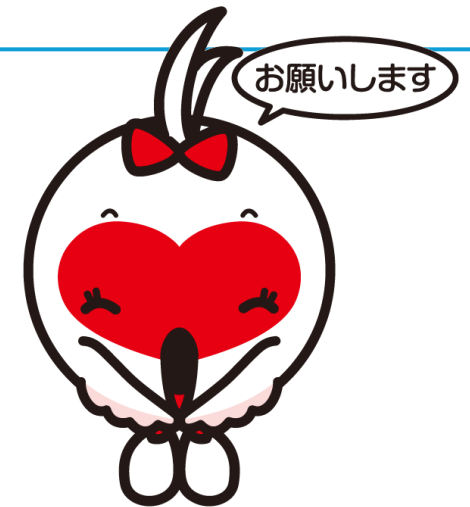
● 実施状況（令和7年度）

ケアプランの点検	<p>① 市町村介護保険給付適正化（ケアプラン点検）担当職員研修</p> <p>新潟県介護支援専門員協会から講師に招き、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践のため、県公式 YouTube チャンネルに動画掲載し、保険者のほか居宅や包括等も視聴対象として実施しました。</p>  <p>県からは「見える化」システムのデータ等による地域差分析を解説したほか、講義ではアセスメント不足が過誤申立に繋がり得ることを、事例を踏まえて解説しました。併せて国保連合会からは、ケアプランデータ連携に関する周知を行いました。</p> <p>【効果（アンケート集計結果）】※令和7年12月26日現在、再生回数：521回</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「参考になった」 + 「少しは参考になった」 = 93.6%○ 主な意見<ul style="list-style-type: none">・ 本当に必要なサービスは何かを検討する必要があることがわかった。曖昧になっている部分を具体的にアセスメントしていきたい。(居宅)・ 「できないこと」を拾おうとアセスメントしがちですが、「今できていること」「強み」も意識して拾うようにしなければならぬと思いました。(包括)
	<p>② ケアプラン点検アドバイザー派遣事業 I 「ケアプランの点検」支援型</p> <p>新潟県介護支援専門員協会会員の主任介護支援専門員を希望する保険者に派遣し、アセスメントシートの見方や効果的な質問方法等について伴走支援します。</p>
住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査	<p>① 市町村介護保険給付適正化（住宅改修・福祉用具）担当職員研修</p> <p>新潟県リハビリテーション専門職協議会から講師に招き、自立支援の観点からの支給審査を支援するため、疾患等に関する解説や住宅改修工事の実例を踏まえた講義を行いました。また、グループに分かれて、実例を題材にした支給審査演習を実施しました。</p> <p>【効果（アンケート集計結果）】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「参考になった」 + 「少しは参考になった」 = 100.0%○ 主な意見<ul style="list-style-type: none">・ 適正でない改修が多いことがわかり、今後自立支援や将来予後について検討できるきっかけとなった。(介護支援専門員)・ 日頃、申請内容に疑問を感じていたが、申請者の事前事後を予想し、適切な内容であることを確認する必要性が改めてよくわかった。(一般行政)
	<p>② ケアプラン点検アドバイザー派遣事業 II 「住宅改修・福祉用具購入等の点検」支援型</p> <p>新潟県リハビリテーション専門職協議会の会員（PT/OT）を希望する保険者に派遣し、自立支援の観点からの支給審査について伴走支援します。</p>
	<p>③ 介護給付適正化推進リハビリテーション専門職選任制度</p> <p>保険者において対応困難事案等が突発的に発生した際に、専門職による迅速な支援を実施するために、県と新潟県リハビリテーション専門職協議会において構築した制度です。</p> <p>協議会は、保険者からの申請に応じて、支給審査を支援する担当アドバイザーを選任します。これにより、保険者は、随時に同アドバイザーに支援を要請することができます。</p> <p>〔想定される活用例〕</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 適正な工事が判断不明で専門職から意見を求めたいとき。✓ 福祉用具貸与後に、適切に利用されているかを専門職の助言を得て点検したいとき。

令和7年度介護給付適正化ブロック研修会 (関東・信越ブロック)

新潟県・新潟県国保連合会における 適正化事業への支援策の紹介

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課
高齢化対策係 佐藤



新潟県宣伝課長
トッキッキ

新潟県の紹介

1 総人口と高齢者の状況

✓ 総人口2,099千人， 高齢者数717千人（高齢化率34.2% ※全国14位）

出典：総務省「人口推計」（2024年10月1日現在）

✓ 調整済認定率18.2% ※全国36位

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」（2024年）

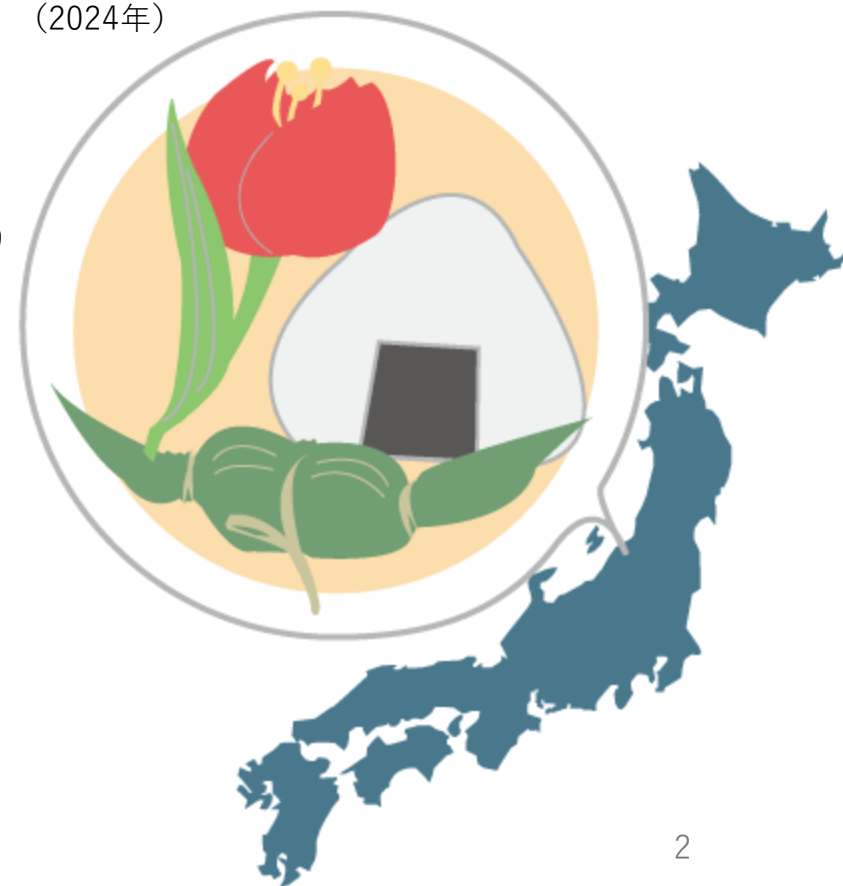
2 県土の紹介

✓ 総面積12,583.67km²（2024年10月1日現在 ※全国5位）

✓ 介護保険者数30 ※市町村数も30

3 福祉保健部高齢福祉保健課の紹介

- ┌ **高齢化対策係** ───
- 在宅福祉班
- 介護サービス係
- 介護人材確保係
- ・新潟県高齢者保健福祉計画
- ・介護保険法に基づく審査請求
- ・ **保険者事務の支援**
- ・ 高齢者の生きがい活動



第6期新潟県介護給付適正化計画

1 計画の概要

- 第9期新潟県高齢者保健福祉計画において本計画を記載。
- 高齢化が進展する本県において、持続可能な介護保険制度の構築のため、給付適正化主要事業に係る保険者支援に取り組むことで、主要4事業（要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、給付実績の活用）について、令和8年度における県内保険者実施率100%を目指す。

2 新潟県で実施する主な保険者支援の取組み（概要）

- 「要介護認定の適正化」：認定調査員・審査会委員研修（新規・現任）、主治医研修
- 「ケアプラン等の点検」：研修会の開催、アドバイザー派遣等
- その他
 - ・ 保険者、県国保連合会を参集した給付適正化実務担当者会議（書面会議）の開催
 - ・ 効果的な保険者支援に関する調査研究業務（県国保連合会への委託事業）

「ケアプランの点検」に係る保険者支援

1 新潟県ケアプラン等点検アドバイザー派遣事業

- 県介護支援専門員協会と協力し、希望する保険者にアドバイザーを派遣する。(R3～)
- 「ケアプランやアセスメントシート等の見方が分からない」や「居宅介護支援事業所への効果的な質問方法が不明」などの保険者からの活用を想定。
- 近年は活用実績が伸び悩んでおり、課題となっている。

	R3	R4	R5	R5	R7
実施保険者	4	4	2	0	1
応募保険者	5	5	0	0	1

- 令和7年度は、県国保連合会でも、県介護支援専門員協会からの協力を得てケアプランの点検に係る保険者支援モデル事業（新潟県委託事業）を実施していることから、同事業の成果によっては両事業の再編等についても検討していく。

「ケアプランの点検」に係る保険者支援

2 市町村介護保険給付適正化（ケアプラン点検）担当職員研修

(1) 概要

- これまで、県介護支援専門員協会を講師とし、保険者職員向けに実施してきた。
- かねてから、現場の介護支援専門員への「受給者の自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた周知等が必要と認識していたことから、令和7年度は新たな試みとして、県公式YouTubeチャンネルに動画を公開し、居宅や包括も視聴対象として実施した。
- カリキュラム構成は以下のとおり。
 - ① **介護保険の現状と将来推計、給付適正化の意義について（県高齢福祉保健課）**
 - ☞ 「見える化」データ等による地域差分析結果や本県の将来推計について説明。
 - ② **介護支援専門員に求められるアセスメント（県介護支援専門員協会）**
 - ☞ アセスメントの基礎や、アセスメントの不足に起因した過誤申立につながりやすい架空事例を想定（県国保連合会が、給付適正化システム出力帳票から対象を抽出したうえで、講師がこれを基に架空のケアプランを作成）し、事例解説等の講義を行った。
 - ③ **ケアプランデータ連携システムについて（県国保連合会）**

「ケアプランの点検」に係る保険者支援

(2) アンケート結果 (再生回数347回 アンケート回答数50、うち居宅26、包括18、保険者6 ※2025年10月30日現在)

① 介護保険の現状と将来推計、給付適正化の意義について (県高齢福祉保健課)

「参考になった」 + 「少しは参考になった。」 = 98.0%

【自由記載】

- ・ 「新潟県における介護保険の現状を知る事ができました。」 (居宅)
- ・ 「近隣の市町村でも介護認定者数やサービス利用に差があることが分かり、今後市町村を超えての勤務事業所変更の可能性を考えるととても参考になった。」 (居宅)
- ・ 「県が市町村支援に力を入れていることが理解できた。」 (包括)

② 介護支援専門員に求められるアセスメント (県介護支援専門員協会)

「参考になった」 + 「少しは参考になった。」 = 90.0%

【自由記載】

- ・ 「サービス利用するにあたり、加算算定も当たり前でなく根拠をもつことが重要である。本人、家族の生活の中で本当に必要なサービスは何か、本人家族の意向を具体的に反映できるサービスは何かを検討する必要があることがわかった。曖昧になっている部分を具体的にアセスメントしていきたい。」 (居宅)
- ・ 「事例紹介から、アセスメント不足により、不必要と思われるサービスが漫然と提供されてしまう事が分かった。主観的情報と客観的情報を整理し、利用者とその家族が主体的にその暮らしを改善、又は維持していけるよう、多職種と連携しながら根拠をもってサービスを提案する必要性を理解した。」 (居宅)
- ・ 「問題に対しての課題や目標をどのように設定していくか、理解しているようで流れがスムーズでない時があった。今回研修する事でポイントが理解できたので次回からのケアプラン作成時に活かしていこうと思います。」 (居宅)
- ・ 「「介護が必要で困っている方」なので、どうしても「できないこと」を拾おうとアセスメントしがちですが、「今できていること」「強み」も意識して拾うようにしなければならぬと思いました。」 (包括)



「住宅改修・福祉用具」に係る保険者支援

1 新潟県ケアプラン等点検アドバイザー派遣事業（R7拡充）

- 県リハビリテーション専門職協議会と協力し、希望する保険者にアドバイザー（PT/OT）を派遣する。令和7年度は1保険者を対象に実施。
- 「支給申請書等の書面点検時の着眼点が不明」や「事業所への効果的な質問方法が不明」、「現地点検の進め方やチェックポイントを知りたい」などの保険者からの活用を想定。

2 市町村介護保険給付適正化（住宅改修・福祉用具）担当職員研修（R7新規）

- 県リハビリテーション専門職協議会から講師を派遣いただき、11月末に開催予定。
- 住宅改修は着工前申請が原則であり、受給者の自立支援に資する工事計画となっているかの観点から支給審査を行うことが肝要だが、同観点からの審査には疾患等に関する専門的な知識が必要であるため、課題に感じている保険者が少なくない。
- そこで、住宅改修費の支給審査時において保険者が特に留意すべき事柄等を、過去の支給申請事例等を踏まえて解説することで、保険者の支給審査やケアプラン点検実務のレベル向上を目指し、もって受給者の自立支援に資する保険給付への適正化に寄与することを目標とする。

「住宅改修・福祉用具」に係る保険者支援

3 新潟県介護給付適正化推進リハビリテーション専門職選任制度（R7新規）

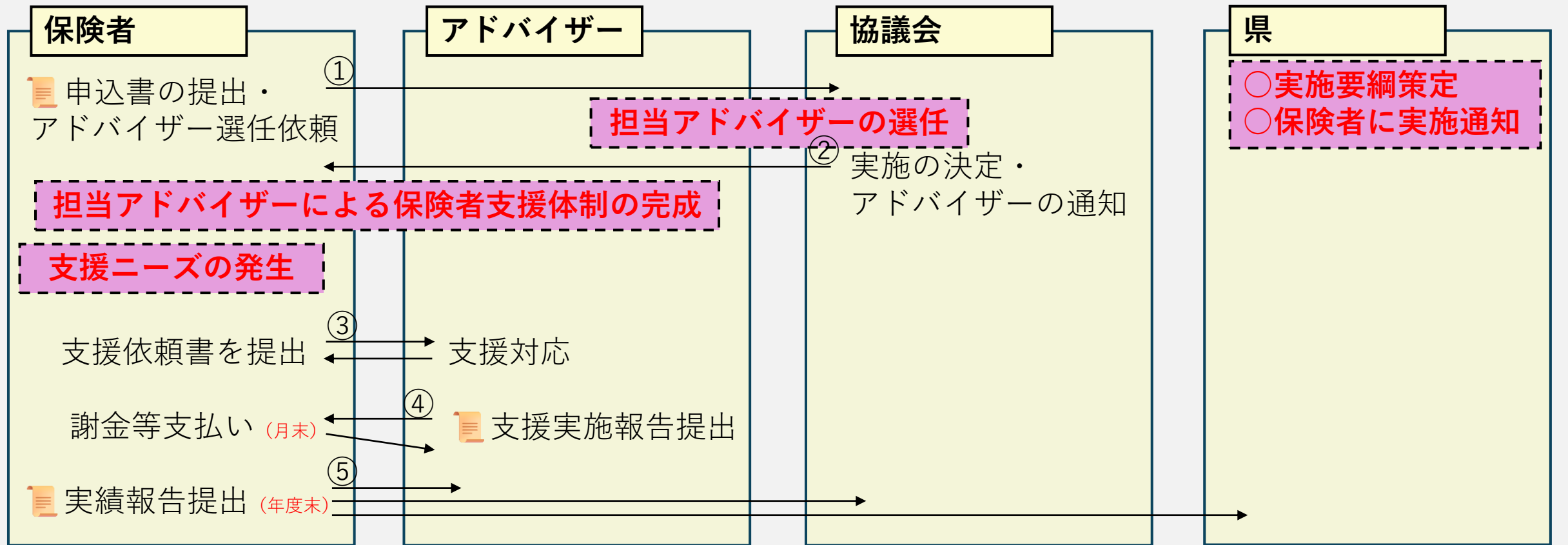
(1) 制度概要

- 保険者において対応困難事案等が突発的に発生した際に、専門職による迅速な支援を実施する体制を構築するために、県と県リハビリテーション専門職協議会において、標記要綱を制定（令和7年5月28日施行）。
- 協議会は、保険者からの申請に応じて、支給審査を支援する担当アドバイザーを選任。保険者は、随時に同アドバイザーに支援を要請することができる。

〔想定される活用例〕

- ・ 住宅改修
 - ✓ 適正な工事か判断不明で専門職から意見を求めたいとき。
 - ✓ 現地点検の実施に当たり、専門職に同行を依頼したいとき。
- ・ 福祉用具
 - ✓ 適正な福祉用具利用計画であるか専門職の意見を求めたいとき。
 - ✓ 福祉用具貸与後に、適切に利用されているかを専門職の助言を得て点検したいとき。

「新潟県介護給付適正化推進リハビリテーション専門職選任制度」の実施スキーム



- ①制度の実施を希望する保険者は、リハビリテーション専門職協議会（以下「協議会」）に対して申込書を提出する。
- ②協議会は、当該保険者の担当アドバイザーを選任し、保険者に通知する。
- ③支援ニーズが発生した保険者は、アドバイザーに対して支援依頼書を提出し、支援を受ける。
- ④アドバイザーから支援実施報告書の提出を受けて、保険者はアドバイザーに対して謝金等を支払う。
※ 支援に要する費用は保険者負担とする。
- ⑤当該年度の実績をアドバイザー・協議会・県に提出する。

「住宅改修・福祉用具」に係る保険者支援

(2) 制度の運用状況

- 保険者が負担する報償費等については、県が支払いの参考として基準額等を通知。なお、同基準は毎年度末に協議会と協議を行い、改訂する予定。
- 令和7年9月末現在では、保険者からの参加申込実績はなし。保険者への施行・通知が令和7年5月末となってしまったことから、当初予算に報償費等を盛り込むことができなかったことなどが影響しているものと考えている。

(3) 次年度に向けて

- そもそも本県では、これまで住宅改修・福祉用具に関する保険者支援が未実施であることが懸案事項であった。
- 当該事業をきっかけにして、ようやく給付適正化担当とリハ専門職とのつながりを構築することができたので、この関係性をより強固にすべく、随時の連携や情報交換を行っていきたい。
- 保険者に対しては、介護保険特会の令和8年度当初予算編成の機会を捉えて、当該事業の積極的な活用を周知していきたい。